

(様式1)

委託設計書

受付 番号		担当 所属	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター 管理部総務課施設担当	担当者 TEL	瀧野 顕子 (253-5308) (内線7024)
件名		公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 感染性産業廃棄物等処理業務委託(収集運搬・処分)			
履行場所		公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 横浜市南区浦舟町4丁目57番地			
履行期間 (期限)		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで			
かし担保		無し			
その他 特約事項		無し			
現場説明		要 <input checked="" type="radio"/> 不要 月 日 時 分 場所			
委託概要		金額入り ・ <input checked="" type="radio"/> 金額抜き 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターから感染性産業廃棄物等を 収集運搬し、処分する業務を行う。			
備考					

(様式2)

部分払い

する (1 2 回以内) しない

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	概算数量	単位	単価	金 額
感染性産業廃棄物等					
感染性産業廃棄物収集運搬	4月～3月	80	回		
感染性産業廃棄物処分	4月～3月	82,000	kg		
感染性一般廃棄物処分	4月～3月	20	kg		
計					
消費税及び地方消費税		1	式		
合 計					

委託代金

	億	千	百	拾	万	千	百	十	一
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 感染性産業廃棄物等処理業務委託仕様書(収集運搬・処分)

1 目的

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、「委託者」という。）がその事業活動に伴って生じた感染性産業廃棄物等（以下、「感染性産業廃棄物」という。）の収集運搬・処分業務を、受託者に委託し、適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成

委託者、受託者は契約書の作成に当たり、別紙1に必要な事項を記入し本仕様書と共に委託契約書に綴り込むものとする。

3 業務の内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」という。）及び関係法令を遵守の上、委託者の指定する場所で感染性産業廃棄物を収集し、別紙1の3に記載する処分場所に運搬し、処分すること。

4 感染性産業廃棄物の種類及び数量

感染性産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

名 称	特別管理廃棄物	産業廃棄物の種類	数 量 (kg)
感染性産業廃棄物	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当	感染性産業廃棄物	82,000
感染性一般廃棄物	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当	感染性一般廃棄物	20

5 収集運搬の頻度等

感染性産業廃棄物の収集運搬頻度は次のとおりとする。

1回/週+1回/隔週指定日+予備日(2回:隔週指定日と同じ曜日/年)

6 処分の方法(ア又はイにチェックする。)

ア 次のとおり指定する。

焼却処分とする

イ 別紙1の3に記載する方法による。

7 積替え又は保管

積替え又は保管については次のとおりとする。

委託者は、受託者が積替え又は保管を行うことを 認める・ 認めない)

8 最終処分

別紙1の3に記載するのとおりとする。

9 義務と責任

委託者と受託者の義務と責任は次のとおりとする。

(1) 委託者

ア 委託者は、委託契約する感染性産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜又は受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	感染性一般廃棄物
産業廃棄物の発生工程	医療行為	医療行為
産業廃棄物の性状及び荷姿	医療系廃棄物用プラ容器入り	医療系廃棄物用プラ容器入り
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 有 ()
	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 別紙

イ 委託者は、「4 感染性産業廃棄物の種類及び数量」、並びに「本条(1)ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明記するものとする。

ウ 委託者は、法第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用するものとする。

(2) 受託者

ア 受託者は、感染性産業廃棄物が、その積込み作業の開始から別紙1の処分場所における処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原

因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

イ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用するものとする。

ウ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用可能であることを証明するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを委託者に提出し、委託契約書に添付するものとする。

加入者番号： 公開確認番号 (収集運搬)

加入者番号： 公開確認番号 (処分)

エ 受託者は、委託業務が終了した日から3日以内に、電子マニフェストシステムを使用してその旨を報告するものとする。

オ 受託者は、当該処分により生じた残渣の最終処分終了をマニフェストの写しで確認した日から3日以内に、電子マニフェストシステムを使用して委託者に最終処分終了した旨を報告するものとする。

カ 受託者は、委託者から委託された業務が毎月末終了した後、直ちに月ごとの処理数量報告と部分完了報告書を作成し、委託者に請求書と一緒に提出する。翌年3月末終了後は、委託完了報告書を提出すること。

10 契約の解除

契約の定め又は法令の規定等によりこの契約を解除する場合であっても、この契約に基づき委託者から引き渡しを受けた感染性産業廃棄物の処理を完了していないときは、受託者の責任で処理を完了すること。

11 委託料

- (1) 委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬・処分・最終処分に要する費用と消費税及び地方消費税を含む。
- (2) 収集運搬・処分業務委託に消費税及び地方消費税を上乗せした結果、計算上生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬と処分(最終処分まで含む)に要する費用を含む。

12 その他

- (1) 受託者は、積込み終了後の集積場所付近を清潔に保つよう努めなければならない。
- (2) この仕様書に定めるほか、年末年始の業務実施に関する事項及び事故・天災等で変更する場合は、担当者に連絡して、双方協議して定める。なお、事故・天災等の対応は、調整のうえ速やかに行うこと。
- (3) 受託者は、契約締結後は「個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項」に基づき、速やかに研修を実施し、報告書(個人情報取扱特記事項第12条)(様式1)及び誓約書(様式2)を提出すること。

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、感染性産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証等の写しを契約書に綴り込むものとする。

なお、許可証等の記載事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の感染性産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証等の写しを委託者に提出すること。

(1) 収集運搬に関する事業範囲等

許可都道府県・政令市 : _____
 事業者の名称 : _____
 事業の範囲 : (積替え保管 有り) (無し)
 許可証の有効期限 : 別添許可証のとおり
 産業廃棄物の種類 : _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

許可都道府県・政令市 : _____
 事業者の名称 : _____
 事業の範囲 : (積替え保管 有り) (無し)
 許可証の有効期限 : 別添許可証のとおり
 産業廃棄物の種類 : _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

(2) 処分にに関する事業範囲等

事業者の名称 : _____
 許可都道府県・政令市 : _____
 許可証の有効期限 : 別添許可証のとおり
 処分の方法 : _____
 処分の場所 : _____
 産業廃棄物の種類 : _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

2 積替え又は保管

受託者は、委託者が積替え又は保管を行うことを認めた場合に、委託された感染性産業廃棄物の積替え又は保管に係る事項を以下のとおり定め、遵守する。

(1) 積替え又は保管の場所に関する事項

- ア 積替え又は保管場所の所在地 : _____
 イ 保管できる産業廃棄物の種類 : _____
 ウ 積替えのための保管上限 : _____

(2) 受託者は積替え又は保管場所においてこの契約に係る感染性産業廃棄物を種類の異なる感染性産業廃棄物同士又は他の廃棄物と混同してはならない。ただし、排出工程、性状等が委託する産業廃棄物と同等であるとして委託者が混同を認めた場合は、この限りではない。

3 処分場所の所在地等

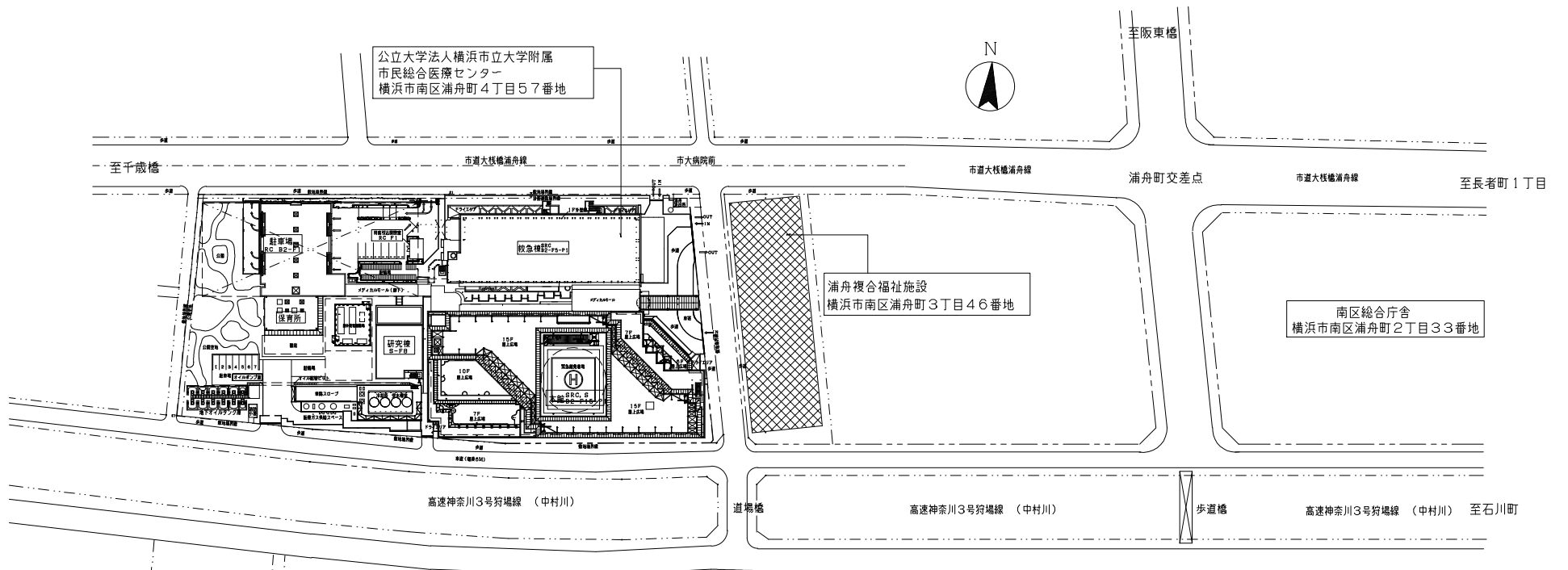
受託者は感染性産業廃棄物の処分を次のとおり行う。

処分場所（業者等）の名称 : _____
処分場所の所在地 : _____
処分又は再生の方法 別添許可証のとおり
処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

4 最終処分について

委託者が委託した感染性産業廃棄物の処理で残渣が発生し、当該感染性産業廃棄物の処理残渣を最終処分場に持ち込み、処分する場合は次のとおりとする。

最終処分場（事業場）の名称 : _____
最終処分場所の所在地 : _____
最終処分の方法 : _____
最終処分に係る施設の処理能力 : _____



横浜市立大学附属
市民総合医療センター
看護師宿舎「ヴィラ花水木」
横浜市南区中村町4丁目274番地-2

横浜市立中村小学校
中村特別支援学校

配置図

